

やまなし女性が変える未来の農業推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 女性が変える未来の農業推進事業（以下「本事業」という。）は、女性農業者の活躍による農業の発展及び地域経済の活性化のため、女性農業者のグループ活動の取組支援について支援する。

なお、本事業の実施については、やまなし女性が変える未来の農業推進事業費補助金交付要綱（令和4年5月30日付け農技第364号、以下「要綱」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）、女性が変える未来の農業推進事業交付要綱（令和4年5月6日制定）に定めるもののほか、この要領（以下「本要領」という。）に定めるところによる。

(事業の内容等)

第2条 事業の内容等については、別表のとおりとする。

(事業実施期間)

第3条 事業の実施期間については、交付決定日から当該年度の1月25日までとする。

(事業実施計画の承認)

第4条 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画承認申請書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、提出があった事業実施計画の内容が適当であるか審査を行うものとする。
- 3 知事は、前項の審査の結果を事業実施主体に対し、別記様式第2号により通知するものとする。
- 4 事業実施主体は事業実施計画の内容に変更が生じた場合は、事業実施計画書を変更するものとし、変更の手続きは本条に準じて行うものとする。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、要綱別表において定める軽微な変更の場合については、この限りではない。
- 5 事業実施主体は、別添様式第2号の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第1項の申請書に添付するものとする。

(事業実施状況の報告)

第5条 事業実施主体は、別記様式第3号により事業実施状況報告を作成し、年2回（第2四半期、第3四半期）の翌月5日までに知事に提出するものとする。

(書類の提出)

第6条 事業実施主体は、本要領により提出する書類（添付書類として、事業実施主体が作成した書類を含む。）を正副2部、農業技術課に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月7日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後のやまなし女性が変える未来の農業推進事業実施要領は、この要領の施行の日以後について適用し、同日前については、なお従前の例による。

別表 補助事業の交付対象となる事業内容

補助対象 事業	事業実施主体※	事業内容	留意事項
1 女性農業者グループの活躍支援事業	(1) 民間団体 (2) 協議会（女性農業者グループ等を含む） ※民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の女性グループによる女性の視点を活かした新商品開発に向けた試作品の開発や先進事例の調査 ・女性グループが抱える問題（グループの組織化、若手メンバーの獲得、効果的な情報発信等）の解決に向けた研修会の開催 	

※事業実施主体は、5名以上の農業者（女性1名以上を含む）がグループに所属すること。

※農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された方含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事の者とする。

なお、ここで農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託の他、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。